令和７年度
ふくいイノベーション人材育成事業補助金

募集要領

〔提出先およびお問い合わせ先〕
福井県産業労働部労働政策課産業人材室
〒910-8580　福井県福井市大手３丁目１７－１（福井県庁４階）
TEL：0776-20-0390　　FAX：0776-20-0648　　Email：rousei@pref.fukui.lg.jp

令和７年４月
福井県産業労働部労働政策課

１　補助金の目的

県内企業が学位取得や共同研究を目的として社員を国内外の大学院および研修機関等へ派遣する際にかかる費用を補助することにより、イノベーションの原動力となる高度で多彩な産業人材の育成を図り、もって県内企業の競争力を強化することを目的とします。

２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとします。

（１）社員
補助対象事業者において現に正規雇用の関係にある社員に加えて経営者、役員等も含むものをいう。

（２）研修等派遣
学位取得や知識や技術等の習得および共同研究等を目的として、派遣後５年以上の在職を見込む社員を対象に、概ね３か月を超える期間、国内外の大学院および企業を含む研修機関等に派遣するものをいう。

（３）長期滞在型派遣
研修等派遣のうち、派遣期間が１２か月以上のものであり、派遣期間中は企業での業務を離れ、派遣先での学びに専念するものをいう。

（４）短期滞在型派遣
研修等派遣のうち、派遣期間が１２か月未満のものであり、派遣期間中は企業での業務を離れ、派遣先での学びに専念するものをいう。

（５）長期通い型派遣
研修等派遣のうち、派遣期間が１２か月以上のものであり、派遣期間中は企業での業務の傍ら派遣先で学ぶものをいう。

（６）短期通い型派遣
研修等派遣のうち、派遣期間が１２か月未満のものであり、派遣期間中は企業での業務の傍ら派遣先で学ぶものをいう。

３　補助対象事業者

ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領第４条に定めるとおりとする。

４　補助対象事業

ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領第５条に定めるとおりと

する。

５　補助対象経費および補助率等

ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領第６条に定めるとおりとする。

６　提出書類および提出方法

（１）提出書類

以下の①～⑨について、正本１部を提出してください。

なお、必要に応じ、補足説明資料を提出いただくことも可能です。

① 計画認定申請書（ふくいイノベーション人材育成事業補助金交付要領様式第１号）
② 申請者概要（別紙１）
③ 事業実施計画書（別紙２）
④ 収支予算書（別紙３）
⑤ 研修等派遣先で習得させる内容が確認できる書類（募集要領、研修カリキュラム、シラバス、派遣先と締結する契約書および社員派遣計画書等）
⑥ 過去３年分の収支計算書（貸借対照表、損益計算書等の決算書類）
⑦ 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書（別紙４）
⑧ 地方消費税の納税証明書
⑨ 誓約書（別紙５）
⑩ 賃上げ等要件の達成を約する誓約書（補助率等の上乗せを希望する場合）（別紙６）
⑪ その他知事が必要と認める書類

（２）提出方法

持参または郵送により提出してください。

（３）受付期間

令和７年４月１６日（水）～令和７年１２月１０日（水）

（令和７年度中に開始・完了する短期滞在型派遣および短期通い型派遣のみ対象）

（注１）研修等派遣の開始前に認定を受けている必要がありますので、応募時期を逸しないよう御注意ください。

（注２）詳細は労働政策課ホームページを御確認ください。

（４）提出先およびお問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課産業人材室

〒910-8580　福井市大手３丁目１７－１　県庁４階

TEL：0776-20-0390　　Email：rousei@pref.fukui.lg.jp

７　選定方法

補助事業者の選定については、原則、提出いただいた申請書類等による書類審査により行います。審査は書面審査および委員審査の２段階で行い、その評価に基づいて予算の範囲内で知事が認定を行います。

（注１）審議会における審議結果に基づき、知事が補助事業者の選定および補助金額等の決定を行います。なお、補助金交付申請額から減額での採択となる可能性があります。採否の結果については別途書面で通知しますが、審査および採否結果に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

８　補助金の支払い等

（１）交付申請兼実績報告書

提出された補助金交付申請兼実績報告書を審査し、補助金の交付決定および額の確定を行います。

（２）提出の時期

補助金の計画認定を受けた事業者は、補助対象期間が終了する日から起算して１か月を経過した日または、補助対象期間が終了する日の属する年度の３月２５日のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告書を提出する必要があります。

（３）補助金の支払

本事業の補助金については、原則として事業期間終了後の精算払とします。交付申請兼実績報告書を受領後、確定検査の上、補助金額を確定し、支払います。

８　その他

・福井県議会において本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の計画認定申請による補助金の執行は行いませんので、予め御承知願います。
・事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後５年間保存する必要があります。
・事業終了後、状況について説明を求める場合は、内容を報告してください。
・事業の成果について、公表する場合があります。
・申請をお考えの方は事前に労働政策課まで御相談ください。